

神戸市告示第535号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の一部の指定を、次のとおり解除する。

令和6年1月16日

神戸市長 久元喜造

- 1 一部の指定を解除する形質変更時要届出区域
灘区灘浜東町6番1、10番1の各一部（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称
四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
- 3 当該区域において講じられた汚染の除去等の措置
該当なし（土壤汚染状況調査の追完）

別図

